

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ユシロ化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長井 禧明  
(コード番号 5013 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
千葉 保雄  
(T E L . 03 - 3750 - 6761 )

## 内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 15 日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社経営方針

当社は創業以来 60 年余り「共々の道」という理念を掲げ、事業に取り組んでおります。これは、企業は社会と共に、お客様と共に、さらには社員と共に歩んでこそ株主のためになる発展への道が開けるという考えであります。

この不易の理念を踏まえ、当社は次の三つの経営理念を定めております。

- ① お客様に最良の商品とサービスとを提供する。
- ② 事業の発展を通じ、企業価値の永続的な向上を図る。
- ③ 社員が思う存分にその能力を發揮できる活力ある職場を作る。

#### 2. 経営環境の変化と企業統治強化の要請

昨今、当社を巡る経営環境は大きく変化しております。とりわけ、世界各地への事業の拡大によるグローバリズムの一段の進展、市場原理の浸透による市場監視機能の強化、原油高の継続する中でのコスト削減要請の一段の強まり、環境対応等法規制・顧客要請の強化、新会社法の制定、大企業買収時代の到来、さらには内外における思いもよらぬ企業不祥事の頻発等は当社経営に極めて大きな影響を及ぼしております。

このような変化の大波の中で、如何に柔軟かつ適切な経営ができるか、正に、当社の経営の舵取りが問われます。最近の企業不祥事の例を引き合いに出すまでもなく、当社としては確固とした経営理念に基づき、整齊とした経営を実践することが株主の負託に答える道であり、これこそが取締役の最大の責務であると考えます。その意味からも、企業統治の強化が最も重要な経営課題となります。

### 3. 新会社法と内部統制システムの構築

新会社法は企業統治の強化のため「内部統制システムの構築」を強く打ち出しております。新会社法は「内部統制システムの構築」を取締役会専一の権限であると定めることにより、この体制の整備は取締役会の責務であると明確に規定しております。

具体的には、会社法及び施行規則が規定する「業務の適性を確保するための体制」に係る次の7項目に注力することを求めております。すなわち、

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその取締役からの独立性に関する事項
- (7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

等の構築に向け注力する必要があります。

### 4. 具体的な体制構築計画

この実践にあたっては、当社の置かれた状況と当社の体力に見合った効率的かつ効果的な体制構築計画が求められます。既に、この1年間にいくつかの施策を実行致しました。

具体的には、

- ① 内部統制に係る事項を内部監査の重点監査項目としたこと
- ② 関連規定の見直しに着手したこと
- ③ 下記組織の強化を図ったこと
  - 内部通報促進のための「ホットライン」の新設
  - 監査室陣容の強化（1名の増員）
  - 財務報告に係る内部統制の専担部署としての「内部統制委員会」の新設

等であります。

会社法が施行された現在、内部統制システムの構築は当社にとって益々大きな喫緊の経営課題となりました。特に、前記七つのテーマについては不断の経営努力を怠らず、規定の一段の整備、関連組織の不断の見直し、担当者のレベルアップ等を含め体制の一段の強化を続けることが必要であると考えます。

## 5. 強い倫理観に裏打ちされた企業風土づくり

以上の内部統制システムの構築を確認した上で、強い倫理観に裏打ちされた企業風土づくりが何にも勝る企業不祥事防止の要諦であることを肝に銘じ、今後とも良好な企業統治づくりに不断の努力を続ける決意であることを取締役会として決議致しました。

以上